



## 認定証

独立行政法人製品評価技術基盤機構認定センターは、以下の適合性評価機関を ASNITE 認定プログラムの試験事業者として認定する。

認 定 識 別: ASNITE 0113 Testing

適合性評価機関の名称:株式会社環境管理センター 技術センター

法 人 の 名 称:株式会社環境管理センター

適合性評価機関の所在地:東京都八王子市下恩方町323-1

認 定 範 囲:別紙のとおり

認定要求事項: ISO/IEC 17025:2017

認定スキーム文書 (ASNITE-T (E)) に

記載した認定要求事項

認 定 発 効 日: 2024年6月26日

認定の有効期限: 2028年6月25日

初回認定発効日: 2014年3月20日

独立行政法人製品評価技術基盤機構

認定センター所長 石毛 浩美

<sup>・</sup>IAJapan(独立行政法人製品評価技術基盤機構認定センター)は、ILAC(国際試験所認定協力機構)及び APAC(アジア太平洋認定協力機構)の MRA(相互承認取決め)に署名している認定機関です。

<sup>・</sup>相互承認取決めに係る要求事項は、認定の基準(該当する国際規格)適合義務の他に、技能試験参加要件及び定期的な審査の 受審並びにMRA対応事業者に対するトレーサビリティ要求事項(方針)を指します。

この事業者は ISO/IEC 17025:2017 試験所及び校正機関の能力に関する一般要求事項に適合しています。この認定は当該事業者が認定された範囲において一貫して技術的に有効な試験結果及び校正を提供するために必要な技術能力要求事項及びマネジメントシステム要求事項を満たしていることを証明するものです (2017 年 4 月 ISO-ILAC-IAF 共同コミュニケ参照)。

<sup>·</sup> IAJapan ウェブサイトで公開している認定証が最新の認定情報です。

(別 紙)

事 業 所 名:株式会社環境管理センター 技術センター

事業所所在地:東京都八王子市下恩方町323-1

実施する業務:マネジメントシステム管理、顧客対応、依頼受付、サンプリング、

試料保管、分析試験、結果の妥当性確認、試験報告書の発行等

カテゴリー カテゴリー   対験技術   試験技術   試験技術   試験規格番号   認定発効日   大気   赤外・近赤外   一酸化炭素 / 排ガス (サンブリングを含む)   (サンブリングを含む)   (サンブリングを含む)   (サンブリングを含む)   (サンブリングを含む)   ダイオキシン類 / 横羽玄 マニュアル (令和 4 年 7 年 7 年 7 年 7 年 7 年 7 年 7 年 7 年 7 年	認定区分					
(サンプリングを含む) JIS K 0151 6月 26日 17 (サンプリングを含む) マイオキシン類/排ガス (サンプリングを含む) ダイオキシン類/ 環境大気 環境大気 (サンプリングを含む) アの他 酸素/ JIS K 0301 2024 年 6月 26日 18 下 50 円 6月 26日 18 下 50 円 7 年環境省告示第 10 円 7 年環境水 7 年環境省告示第 10 円 7 年環境水 8 年 7 年 7 年 7 年 7 年 7 年 7 年 7 年 7 年 7 年	カテゴリー		試験技術	試験項目/試験対象	試験規格番号	認定発効日
GC/MS(ガスク ロマトグラフ イー質量分析 法)	環境	大気				· ·
GC/MS(ガスク ロマトグラフ (サンブリングを含む) イー質量分析 (サンブリングを含む) ダイオキシン類/ 環境大気 (サンブリングを含む) ダイオキシン類(係る大気環 2024年6月26日 東境省) アクス (サンブリングを含む) との他 酸素/ 川がス (サンブリングを含む) ア成 9年環境庁告示第10号 (改正令和7年環境省告示第 10号 (改正令和7年環境音告示第 35号) JIS K 0102-3 14.5 平成 9年環境庁告示第 10号 (改正令和7年環境省告示第 35号) JIS K 0102-3 14.5 平成 9年環境庁告示第 10号 (改正令和7年環境省告示第 35号) JIS K 0102-3 13.5 平成 9年環境庁告示第 59号 (改正令和7年環境省告示第 35号) JIS K 0102-3 13.5 平成 9年環境庁告示第 11号 (改正令和7年環境省告示第 35号) JIS K 0102-3 13.5 平成 9年環境庁告示第 11号 (改正令和7年環境省告示第 35号) JIS K 0102-3 20.5 東京 9年環境庁告示第 10号 (改正令和7年環境省告示第 35号) JIS K 0102-3 20.5 東京 9年環境庁告示第 10号 (改正令和7年環境省告示第 35号) JIS K 0102-3 20.5 セレン/ 平成 9年環境庁告示第 10号 (改正令和7年環境省告示第 10号 位立正令和7年環境省告示第 10号 位立正令和7年環境省告示第 35号) JIS K 0102-3 20.5 セレン/ 環境水* (改正令和7年環境省告示第 10号 位立正令和7年環境省告示第 10号 位立正令和7年環境省告示第 35号) 昭和 46年環境庁告示第 59号 (改正令和7年環境省告示第 59号 位立正令和7年環境省告示第 59号 位立正令和7年環境省告示第 59号 位立正令和7年環境省告示第 59号 位立に令和7年環境省告示第 35号) 昭和 46年環境省告示第 59号 位立に令和7年環境省告示第 59号 位立に令和7年環境省告示第 59号 位立に令和7年環境省告示第 35号) 昭和 46年環境省告示第 59号 位立に令和7年環境省告示第 59号 60元 50元 50元 50元 50元 50元 50元 50元 50元 50元 5			分析法		JIS K 0151	6月26日
日マトグラフィー質量分析   大気   ダイオキシン類に係る大気環環境大気   境調査マニュアル (令和4年   15   15   15   15   15   16   17   17   17   17   18   18   19   18   19   18   18   19   18   18						
マー質量分析   現境大気 (サンプリングを含む)   フリスグを含む   現境大気 (サンプリングを含む)   フリスグを含む   フリスグを				1	JIS K 0311	· ·
接調査マニュアル (令和4年 6月26日 環境省)						
その他 酸素 / 排ガス (サンブリングを含む) 環境省) 2024 年 6月 26 日 1						
その他 酸素/ 排ガス (サンプリングを含む) US K 0301 JIS B 7983 6月 26 日 2024 年 6月 26 日 2024 年 6月 26 日 2024 年 6月 26 日 2024 年 6月 26 日 41 号) 昭和 46 年環境庁告示第 10 号 (改正令和7年環境省告示第 35 号) JIS K 0102-3 14.5 紹子 (改正令和7年環境省告示第 35 号) JIS K 0102-3 13.5 の素/ 環境水* (改正令和7年環境省告示第 35 号) JIS K 0102-3 13.5 の素/ 環境水* (改正令和7年環境省告示第 35 号) JIS K 0102-3 13.5 で改正令和7年環境省告示第 35 号) JIS K 0102-3 20.5 で改正令和7年環境省告示第 35 号) JIS K 0102-3 20.5			<i>法)</i> 	1		6月26日
#			その他		-	2021年
(サンプリングを含む)  水質 ICP/MS(誘導 結合プラズマ 環境水*			C 47 1G			· ·
## (改正令和7年環境省告示第 6月 26 日 1 日 2 日 日 1 日 2 日 日 1 日 2 日 日 1 日 2 日 1 日 3 日 3 日 5 日 5 日 5 日 5 日 5 日 5 日 5 日 5					010 10 1000	0 /1 20 1
関量分析法)  41 号) 昭和 46 年環境庁告示第 59 号 (改正令和7 年環境省告示第 35 号) JIS K 0102-3 14.5  鉛/ 平成9年環境庁告示第 10 号 (改正令和7 年環境省告示第 41 号) 昭和 46 年環境庁告示第 59 号 (改正令和7 年環境省告示第 35 号) JIS K 0102-3 13.5  ひ素/ 平成9年環境庁告示第 10 号 (改正令和7 年環境省告示第 41 号) 昭和 46 年環境庁告示第 59 号 (改正令和7 年環境省告示第 35 号) JIS K 0102-3 20.5  セレン/ 平成9年環境庁告示第 10 号 (改正令和7 年環境省告示第 35 号) JIS K 0102-3 20.5  セレン/ 平成9年環境庁告示第 10 号 (改正令和7年環境省告示第 41 号) 昭和 46 年環境庁告示第 59 号 (改正令和7年環境省告示第 41 号) 昭和 46 年環境庁告示第 59 号 (改正令和7年環境省告示第 35 号)		水質	ICP/MS(誘導		平成9年環境庁告示第10号	2024 年
昭和 46 年環境庁告示第 59 号 (改正令和 7 年環境省告示第 35 号) JIS K 0102-3 14.5 一部 9 年環境庁告示第 10 号 (改正令和 7 年環境省告示第 35 号) JIS K 0102-3 13.5 で改正令和 7 年環境省告示第 35 号) JIS K 0102-3 13.5 で改正令和 7 年環境省告示第 6 月 26 日 41 号) 昭和 46 年環境庁告示第 59 号 (改正令和 7 年環境省告示第 35 号) JIS K 0102-3 20.5 セレン/ 平成 9 年環境庁告示第 10 号 (改正令和 7 年環境省告示第 35 号) JIS K 0102-3 20.5 セレン/ 平成 9 年環境省告示第 35 号) G改正令和 7 年環境省告示第 41 号) 昭和 46 年環境庁告示第 59 号 (改正令和 7 年環境省告示第 41 号) 昭和 46 年環境庁告示第 59 号 (改正令和 7 年環境省告示第 59 号 (改正令和 7 年環境省告示第			結合プラズマ	環境水*	(改正令和7年環境省告示第	6月26日
(改正令和7年環境省告示第 35号) JIS K 0102-3 14.5  和			質量分析法)		41 号)	
35号) JIS K 0102-3 14.5 鉛/ 平成9年環境庁告示第10号 (改正令和7年環境省告示第 41号) 昭和46年環境庁告示第59号 (改正令和7年環境省告示第 35号) JIS K 0102-3 13.5 平成9年環境庁告示第10号 (改正令和7年環境省告示第 41号) 昭和46年環境庁告示第59号 (改正令和7年環境省告示第 35号) JIS K 0102-3 20.5 セレン/ 平成9年環境庁告示第10号 (改正令和7年環境省告示第 41号) 昭和46年環境庁告示第10号 (改正令和7年環境省告示第 41号) 昭和46年環境庁告示第59号 (改正令和7年環境省告示第 41号) 昭和46年環境庁告示第59号 (改正令和7年環境省告示第 41号)						
JIS K 0102-3 14.5   平成9年環境庁告示第10号 2024年 (改正令和7年環境省告示第 41号)   昭和46年環境庁告示第59号 (改正令和7年環境省告示第 35号)   JIS K 0102-3 13.5						
鉛/ 環境水*平成9年環境庁告示第10号 (改正令和7年環境省告示第 41号) 昭和46年環境庁告示第59号 (改正令和7年環境省告示第 35号) JIS K 0102-3 13.52024年 6月26日砂素/ 環境水*平成9年環境庁告示第10号 (改正令和7年環境省告示第 41号) 昭和46年環境庁告示第59号 (改正令和7年環境省告示第 35号) JIS K 0102-3 20.52024年 6月26日セレン/ 環境水*平成9年環境庁告示第10号 (改正令和7年環境省告示第 41号) 昭和46年環境庁告示第59号 (改正令和7年環境省告示第 41号) 昭和46年環境庁告示第59号 (改正令和7年環境省告示第 59号 (改正令和7年環境省告示第 59号 (改正令和7年環境省告示第 59号 (改正令和7年環境省告示第 59号 (改正令和7年環境省告示第 59号 (改正令和7年環境省告示第 59号 (改正令和7年環境省告示第 59号 (改正令和7年環境省告示第 59号 (改正令和7年環境省告示第 59号 (改正令和7年環境省告示第 59号 (改正令和7年環境省告示第 59号 (改正令和7年環境省告示第 59号 (改正令和7年環境省告示第 59号 (改正令和7年環境省告示第 59号 (改正令和7年環境省告示第 59号 (改正令和7年環境省告示第59号 (改正令和7年環境省告示第 59号 (改正令和7年環境省告示第 59号 (改正令和7年環境省告示第 59号 (改正令和7年環境省告示第 59号 (改正令和7年環境省告示第 59号 (改正令和7年環境省告示第 59号 (改正令和7年環境省告示第 59号 (改正令和7年環境省告示第 59号 (改正令和7年環境省告示第 59号 (改正令和7年環境省告示第 59号 (改正令和7年環境省告示第 59号 (改正令和7年環境省告示第 59号 (改正令和7年環境省告示第 59号 (改正令和7年環境省告示第 59号<						
環境水* (改正令和7年環境省告示第 41号) 昭和46年環境庁告示第59号 (改正令和7年環境省告示第 35号) JIS K 0102-3 13.5   ひ素/ 平成9年環境庁告示第10号 (改正令和7年環境省告示第 41号) 昭和46年環境庁告示第59号 (改正令和7年環境省告示第 35号) JIS K 0102-3 20.5  セレン/ 平成9年環境庁告示第10号 (改正令和7年環境省告示第 41号) 昭和46年環境庁告示第59号 (改正令和7年環境省告示第 41号) 昭和46年環境庁告示第59号 (改正令和7年環境省告示第 59号 (改正令和7年環境省告示第 59号 (改正令和7年環境省告示第 59号 (改正令和7年環境省告示第 59号				An) /		2224
41 号) 昭和 46 年環境庁告示第 59 号 (改正令和 7 年環境省告示第 35 号) JIS K 0102-3 13.5 平成 9 年環境庁告示第 10 号 (改正令和 7 年環境省告示第 41 号) 昭和 46 年環境庁告示第 59 号 (改正令和 7 年環境省告示第 35 号) JIS K 0102-3 20.5 平成 9 年環境庁告示第 10 号 環境水* (改正令和 7 年環境省告示第 41 号) 昭和 46 年環境庁告示第 59 号 (改正令和 7 年環境省告示第 41 号) 昭和 46 年環境庁告示第 59 号 (改正令和 7 年環境省告示第 35 号)				1 1 1 1		
昭和46年環境庁告示第59号 (改正令和7年環境省告示第 35号) JIS K 0102-3 13.5 ひ素/ 平成9年環境庁告示第10号 (改正令和7年環境省告示第 41号) 昭和46年環境庁告示第59号 (改正令和7年環境省告示第 35号) JIS K 0102-3 20.5 セレン/ 平成9年環境庁告示第10号 環境水* (改正令和7年環境省告示第 41号) 昭和46年環境庁告示第59号 (改正令和7年環境省告示第 35号)				· 現境小*		0月20日
(改正令和7年環境省告示第 35号) JIS K 0102-3 13.5						
35 号) JIS K 0102-3 13.5 で成9年環境庁告示第10号 で改正令和7年環境省告示第 41号) 昭和46年環境庁告示第59号 (改正令和7年環境省告示第 35号) JIS K 0102-3 20.5 でレン/ 平成9年環境庁告示第10号 (改正令和7年環境省告示第 41号) 昭和46年環境庁告示第59号 (改正令和7年環境省告示第 41号) 昭和46年環境庁告示第59号 (改正令和7年環境省告示第 41号)						
フま/ フ素/ で表 9 年環境庁告示第 10 号 2024 年 (改正令和7 年環境省告示第 41 号) 昭和 46 年環境庁告示第 59 号 (改正令和7 年環境省告示第 35 号) JIS K 0102-3 20.5 セレン/ 平成9年環境庁告示第 10 号 で改正令和7 年環境省告示第 41 号) 昭和 46 年環境庁告示第 59 号 (改正令和7 年環境省告示第 35 号) 昭和 46 年環境庁告示第 59 号 (改正令和7 年環境省告示第 35 号)						
環境水*						
41号) 昭和 46 年環境庁告示第 59号 (改正令和 7 年環境省告示第 35号) JIS K 0102-3 20.5 平成 9 年環境庁告示第 10号 環境水* (改正令和 7 年環境省告示第 6 月 26 日 41号) 昭和 46 年環境庁告示第 59号 (改正令和 7 年環境省告示第 35号)				ひ素/	平成9年環境庁告示第10号	2024 年
昭和 46 年環境庁告示第 59 号 (改正令和 7 年環境省告示第 35 号) JIS K 0102-3 20.5 セレン/ 平成 9 年環境庁告示第 10 号 環境水* (改正令和 7 年環境省告示第 41 号) 昭和 46 年環境庁告示第 59 号 (改正令和 7 年環境省告示第 35 号)				環境水*	(改正令和7年環境省告示第	6月26日
(改正令和7年環境省告示第 35号) JIS K 0102-3 20.5 セレン/ 平成9年環境庁告示第10号 2024年 (改正令和7年環境省告示第 41号) 昭和46年環境庁告示第59号 (改正令和7年環境省告示第 35号)					41 号)	
35号) JIS K 0102-3 20.5 セレン/ 平成9年環境庁告示第10号 2024年 (改正令和7年環境省告示第 41号) 昭和46年環境庁告示第59号 (改正令和7年環境省告示第 35号)						
プIS K 0102-3 20.5       セレン/     平成9年環境庁告示第10号     2024年       環境水*     (改正令和7年環境省告示第6月26日       昭和46年環境庁告示第59号     (改正令和7年環境省告示第35号)						
セレン/ 環境水*平成9年環境庁告示第10号 (改正令和7年環境省告示第6月26日 41号) 昭和46年環境庁告示第59号 (改正令和7年環境省告示第35号)					* * * *	
環境水* (改正令和7年環境省告示第 6月26日 41号) 昭和46年環境庁告示第59号 (改正令和7年環境省告示第 35号)				h1 > /		0001年
41 号) 昭和 46 年環境庁告示第 59 号 (改正令和 7 年環境省告示第 35 号)				•		· ·
昭和46年環境庁告示第59号(改正令和7年環境省告示第35号)				'來'見小 *		U / 20 D
(改正令和7年環境省告示第 35号)					• •	
35 号)						
					JIS K 0102-3 26.4	

注\*: 試料採取を除く測定工程

## (つづき)

認定区分					
カテゴリー	サブ カテゴリー	試験技術	試験項目/試験対象	試験規格番号	認定発効日
環境	水質	ICP/MS(誘導 結合プラズマ	ほう素/ 環境水*	平成 9 年環境庁告示第 10 号(改正令和 7 年環境省告示第	
		質量分析法)		41 号) 昭和 46 年環境庁告示第 59 号 (改正令和 7 年環境省告示第	
				35 号) JIS K 0102-3 5.6	
		ロマトグラフ ィー質量分析		平成9年環境庁告示第10号 (改正令和7年環境省告示第	2024 年 6 月 26 日
			エタン、1,1-ジクロロエ	41号)	
		法)	チレン、1,1,1-トリクロ ロエタン、1,1,2-トリク	昭和 46 年環境庁告示第 59 号 (改正令和7年環境省告示第	
			ロロエタン、トリクロロ	35 号) JIS K 0125 5.2.1	
			エチレン、テトラクロロ		
			エチレン、1,3-ジクロロ プロペン、ベンゼン) /		
			環境水*		
			1,2-ジクロロエチレン/		2024 年
			環境水*		6月26日
				41 号)  JIS K 0125 5.2.1	
			シス-1,2-ジクロロエチレ	昭和 46 年環境庁告示第 59 号	2024 年
			ン/環境水*	35 号)	6月26日
			カー・イト × /ロ!カ!た!!.	JIS K 0125 5.2.1	0001 /5
			グロロエテレン(別名塩化  ビニル又は塩化ビニルモ	平成9年環境庁告示第10号 (改正令和7年環境省告示第	6月26日
			ノマー)/ 環境水*	41号) 付表第 2	0 /1 20 1
			1,4-ジオキサン/	平成9年環境庁告示第10号	
			環境水*	(改正令和7年環境省告示第41号)	6月26日
				昭和 46 年環境庁告示第 59 号	
				(改正令和7年環境省告示第	
			ゲノナン、・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	35号) 付表7	0001 年
			ダイオキシン類/ 工業用水・工場排水、環 境水	JIS K 0312	2024年6月26日
			(サンプリングを含む)		
			ダイオキシン類/ 底質	ダイオキシン類に係る底質調 査測定マニュアル(令和4年	
			(サンプリングを含む)	環境省)	

注\*:試料採取を除く測定工程

## (つづき)

認定区分					
カテゴリー	サブ カテゴリー	試験技術	試験項目/試験対象	試験規格番号	認定発効日
環境	土壌	GC/MS(ガスク		ダイオキシン類に係る土壌調	
		ロマトグラフ	· ·	査測定マニュアル(令和4年	6月26日
		ィー質量分析	(サンプリングを含む)	環境省)	
		法)			
		ガンマ線スペ	Cs-134, Cs-137/	除染関係ガイドライン(第 2	2024 年
		クトロメトリ	土壌*	版)	6月26日
		_		第 2 編 除染等の措置に係る	
				ガイドライン	
	廃棄物	GC/MS(ガスク	ダイオキシン類/	平成 4 年厚生省告示第 192 号	2024 年
		ロマトグラフ	灰	(改正令和7年環境省告示第	6月26日
		ィー質量分析	(サンプリングを含む)	22 号) 別表第一	
		法)		平成 16 年環境省告示第 80 号	
				(改正令和7年環境省告示第	
				23 号)	
		ガンマ線スペ	Cs-134, Cs-137/	廃棄物関係ガイドライン(第	2024 年
		クトロメトリ	粉じん等*	2版)	6月26日
		_		第五部 放射能濃度等測定方	
				法ガイドライン	

注\*:試料採取を除く測定工程

(以 上)